

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月24日

【事業年度】 第24期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 クックパッド株式会社

【英訳名】 Cookpad Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 岩田 林平

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6368-1000

【事務連絡者氏名】 執行役 犬飼 茂利男

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-6368-1000

【事務連絡者氏名】 執行役 犬飼 茂利男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上収益 (千円)	16,845,658	13,408,060	11,876,170	11,753,448	11,095,929
営業利益 (千円)	5,012,745	5,391,192	1,664,555	306,867	151,743
税引前当期利益 (千円)	4,151,780	5,637,284	1,449,855	269,079	134,938
当期利益(損失) (千円)	1,036,238	3,489,262	120,826	1,353,018	137,361
親会社の所有者に帰属する当期利益(損失) (千円)	933,310	3,491,476	407,107	968,724	405,676
包括利益 (千円)	875,658	3,592,414	338,234	1,158,754	176,611
親会社の所有者に帰属する包括利益 (千円)	772,730	3,594,628	51,953	774,460	91,703
資本合計 (千円)	20,939,977	23,519,954	26,315,367	24,821,521	24,665,500
資産合計 (千円)	24,419,261	24,898,261	28,209,255	27,205,429	26,664,806
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	195.10	219.00	227.75	217.30	218.16
基本的1株当たり当期利益(損失) (円)	8.71	32.57	3.78	9.01	3.77
希薄化後1株当たり当期利益(損失) (円)	8.63	32.40	3.78	9.01	3.77
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	20,941,554	23,519,954	24,472,747	23,363,196	23,475,489
親会社所有者帰属持分比率 (%)	85.8	94.5	86.8	85.9	88.0
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	4.4	15.7	1.7	4.1	1.7
株価収益率 (倍)	123.42	18.6	78.8	-	82.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,248,835	2,474,598	1,136,511	1,024,154	610,742
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	693,189	1,719,129	810,074	157,706	166,252
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,167,240	1,072,451	3,129,867	420,093	428,189
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	16,543,220	19,622,598	22,756,245	23,105,395	22,685,528
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (人)	321 (112)	389 (70)	476 (97)	502 (86)	547 (105)

- (注) 1. 国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しています。
2. 売上収益には、消費税等は含まれていません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。
4. 第23期の株価収益率は、基本的1株当たり当期損失のため、記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	14,450,978	13,466,810	12,158,755	11,363,337	10,649,715
経常利益 (千円)	9,018,417	7,712,160	4,992,296	1,822,362	605,118
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,805,988	1,020,718	2,992,657	57,386	406,950
資本金 (千円)	5,267,483	5,284,567	5,286,015	5,286,015	5,286,015
発行済株式総数 (株)	107,157,600	107,386,200	107,429,400	107,429,400	107,429,400
純資産額 (千円)	23,405,556	23,378,446	25,518,718	25,474,181	25,901,722
総資産額 (千円)	26,598,069	24,324,717	27,153,088	26,685,696	27,314,500
1株当たり純資産額 (円)	218.33	217.69	237.49	236.96	240.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10.00 ()	8.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額または1株当たり当期純損失金額 () (円)	26.19	9.52	27.86	0.53	3.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	25.96	9.47	27.85	-	3.78
自己資本比率 (%)	88.0	96.1	94.0	95.4	94.7
自己資本利益率 (%)	12.4	4.4	12.2	0.2	1.6
株価収益率 (倍)	41.05	63.76	10.70	-	82.28
配当性向 (%)	38.2	84.0	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	225 (56)	280 (68)	357 (67)	368 (52)	415 (56)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	41.9 (100.3)	24.1 (122.6)	12.2 (103.0)	14.4 (121.7)	12.7 (130.7)
最高株価 (円)	2,616	1,155	681	407	412
最低株価 (円)	942	605	287	258	218

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。
3. 第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。
4. 第23期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1997年10月	神奈川県藤沢市にて有限会社コイン(現・クックパッド株式会社)を設立。
1998年3月	料理レシピの検索・投稿インターネットサービスである「kitchen@coin」を開始。
1999年6月	「kitchen@coin」から「クックパッド」へサービス名を変更。
2004年9月	「クックパッド」のプレミアムサービスを開始。
2004年9月	有限会社コインからクックパッド株式会社へ組織変更。
2007年7月	指名委員会等設置会社へ移行。
2009年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2011年12月	東京証券取引所の市場第一部に市場変更。
2014年1月	アメリカ子会社Cookpad Inc.を通じてアメリカのレシピサービス運営会社ALLTHECOOKS, LLC (2016年4月Cookpad Inc.に吸収合併)を孫会社化。以後海外展開を本格的に開始。
2014年9月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転。
2016年12月	英国のCookpad Limitedを海外事業の全てを統括する第二本社と位置付け、海外子会社の再編を実施。
2018年4月	クックパッド株式会社から料理動画事業を分社化し、CookpadTV株式会社を設立。
2018年9月	生鮮食品ネットスーパー「クックパッドマート」を開始。

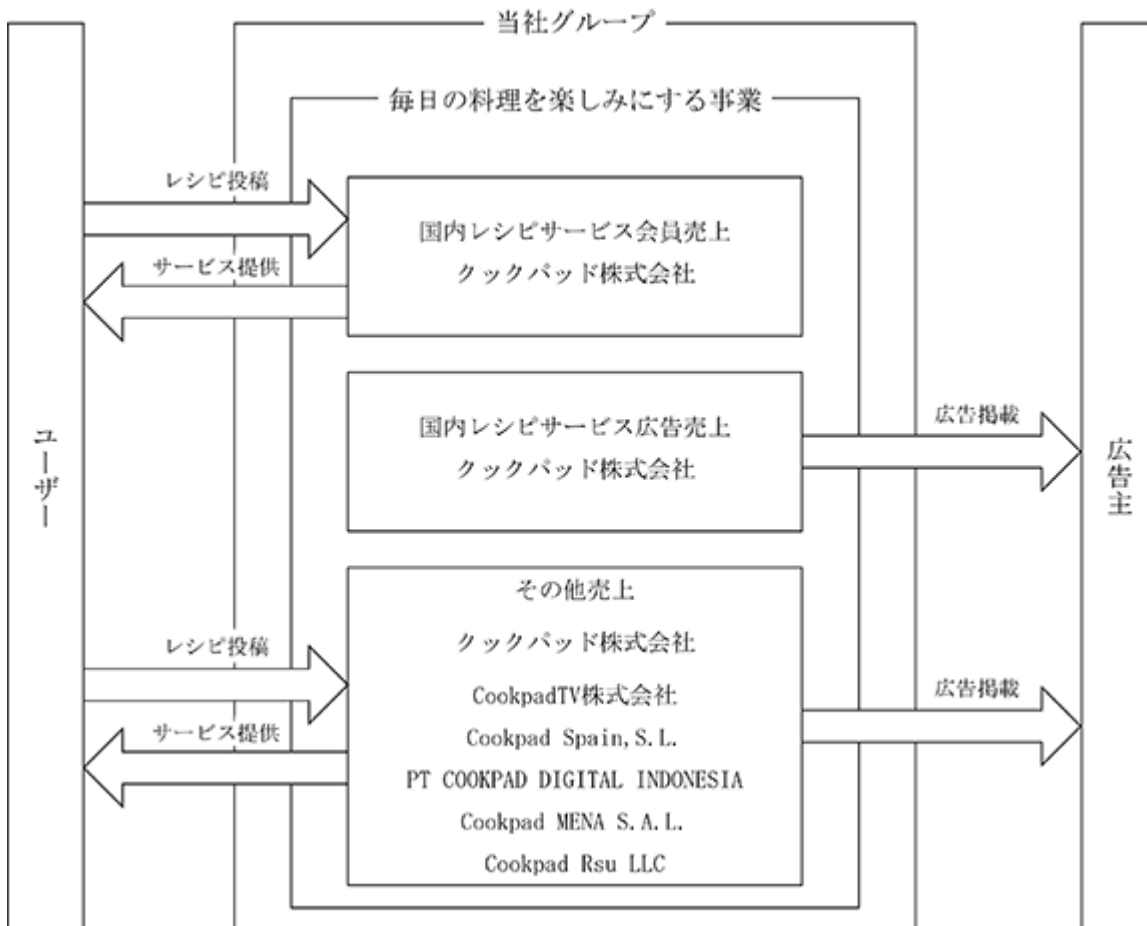
3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社、連結子会社15社で構成されています。各事業における事業内容及び主要なグループ会社の位置付けは、次のとおりです。

なお、次のセグメントは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 5 . セグメント情報」に掲げるセグメント区分と同一です。

セグメント区分	主な売上内容		主な会社
毎日の料理を楽しむに する事業	国内レシピサービス会員売上	国内のプレミアムサービスの会員売上	クックパッド株式会社 CookpadTV株式会社 Cookpad Limited Cookpad Spain, S.L. PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA Cookpad MENA S.A.L. Cookpad Rus LLC
	国内レシピサービス広告売上	国内のクックパッドの広告売上	
	その他売上	上記以外の売上 (クックパッドマート・レベニュー シェア・CookpadTV・海外事業・新規 事業等)	

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) CookpadTV株式会社	日本 東京	100百万円	料理動画事業	50.9	営業上の取引 役員の兼務 2名
Cookpad Limited (注) 2	英国 ブリistol	83,995千ポンド	海外子会社の統括と レシピサービスの開 発及び運営	100.0	営業上の取引 役員の兼務 3名
Cookpad Spain, S.L.	スペイン アリカンテ	611千ユーロ	レシピサービスの開 発及び運営	100.0 〔100.0〕	役員の兼務 1名
PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA	インドネシア共和国	300千米ドル	レシピサービスの開 発及び運営	100.0 〔99.7〕	役員の兼務 1名
Cookpad MENA S.A.L.	レバノン共和国	70,000千 レバノンポンド	レシピサービスの開 発及び運営	100.0 〔99.9〕	役員の兼務 1名
Cookpad Rus LLC	ロシア連邦	10千ルーブル	レシピサービスの開 発及び運営	100.0 〔100.0〕	役員の兼務 1名
その他 9社					

(注) 1. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔内書〕は間接所有です。
2. 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
毎日の料理を楽しむに する事業	547 (105)
合計	547 (105)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含んでい
ます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでいます。)は、年間の平均人員
を()外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
415(56)	34.1	2.8	7,715

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます。)であり、臨時
雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでいます。)は、年間の平均人員を()外数で記載し
ています。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」という企業理念に基づいて、レシピサービス「クックパッド」を運営し、日本のみならず世界中の料理の作り手の「料理」に関する様々な課題解決にむけて事業展開を行っています。個人と社会と地球が抱える様々な課題を、料理をとおして見つけ、考え、解決し、これからの時代にふさわしい豊かさをつくっていくことを当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは2017年から10年をさらなる大きな成長のための事業基盤創りに再度注力する「投資フェーズ」としており、サービス開発、ユーザーベース獲得、ブランド構築等の事業拡大のための投資を行っていくため、中長期的な財務数値を前提とした経営指標は特に設けていません。

(3) 優先的に対処すべき課題

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というミッションを掲げ、長期的な成長のための投資を行っています。この期間に下記の3つを達成したいと考えています。

「クックパッド」を世界中で使われるサービスにすること

「クックパッド」は、国内では幅広く認知されたサービスに成長しています。海外においても、徐々に利用者が増加している状況です。これからもますます世界中の人々に利用されるサービスにしていきます。

「便利」なサービスから、「楽しみになる」サービスにすること

当社は、一人ひとりの生活者が作り手になると、気づきが増えて、家族や、地域社会、地球の健康にとってより良い判断をするようになると信じています。したがって、便利にとどまることなく、作り手であり続けることの意義を感じる楽しいサービスにしていきます。

レシピサービスにとどまらず、料理を取り巻くバリューチェーンの中で、作り手を増やすためのサービスを展開すること

家庭で食事をする上では、種や苗の作り手、農家、加工や物流の業者、食器やキッチン用品の製造者など多くの作り手が関わっています。このバリューチェーンの作り手が増え、作り手のこだわりが、生活者に伝われば伝わるほど、料理は楽しみになっていく可能性が増えます。これらの作り手の支援に当社は注力していきます。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因と考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しています。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業内容に係わるリスク要因について

(1) 「クックパッド」への依存について

当社グループは、レシピの投稿及び検索を中心としたサービスである「クックパッド」を運営しています。当社グループの事業は、「クックパッド」を基盤としているため、利用者の様々なニーズに対応するための機能拡充が順調に進まないこと、予期せぬ事象が発生すること等によりサービスの利便性が低下し、利用者数が減少した場合やサービス運営が不能となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 「クックパッド」等の有料サービスの代金回収における特定事業者への依存について

当社グループでは、「クックパッド」等の有料サービスの利用料金の回収について、携帯キャリアやモバイルアプリケーションの配信プラットフォーム等に回収代行業務を委託しています。これらの会社が回収代行の手数料率や利用者への販売価格の価格テーブルを変更等した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) サービスの健全性の維持について

「クックパッド」では、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいて、他人の知的財産権、名誉、プライバシー、その他の権利等の侵害、その他不適切な投稿がなされる危険性が存在しています。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対しては、ユーザーサポートから改善要請等を行っており、一定の健全性は維持されているものと認識しています。

しかしながら、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サービス内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サービス内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサービスのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 「クックパッド」利用者の投稿コンテンツの利用について

当社グループでは、「クックパッド」利用者が投稿したコンテンツを、その事業において利用する場合があります。この場合において、当社グループは必要に応じて投稿コンテンツのオリジナル性を確認するとともに、投稿コンテンツの利用に関する投稿者の意思を確認する等の適切性及び適法性確保のための手続きを行っています。投稿コンテンツに権利侵害等の疑いまたは風評問題が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 新規事業展開について

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というミッションの下、料理を中心とした様々な新規事業の展開を目指しています。しかしながら、新規事業の展開にあたってはその性質上、市場環境等の変化により、計画通りに利益を確保できない可能性があります。このような事態が発生し、新規事業を計画通りに展開できなかった場合には、投資の回収が困難になり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 国際事業展開について

当社グループは、世界中の人々に利用されるレシピサービスの提供を目指し、グローバルに事業展開を行っています。しかしながら、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い、為替等をはじめとする潜在的风险に対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術の導入が相次いで行われています。当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研究活動を行っています。これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応ができなかった場合には、当社グループの業界における競争力が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) システム障害について

「クックパッド」へのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムに障害が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生ずる可能性があります。また、コンピューターシステムの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 競合について

「クックパッド」は、料理レシピの投稿及び検索サービスとして利用者の獲得において先行しているものと認識しています。しかしながら、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びそのサービス拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、今後も優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があるため、競合他社や競合サービスの影響により、当社グループの競争優位性が低下した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

(1) コーポレートブランドの価値毀損について

当社グループは、コーポレートブランドの価値がユーザーの信頼確保、ユーザー基盤の拡大、当社サービスの利用促進に貢献していると考えています。したがって、コーポレートブランドに対する否定的な評判・評価がインターネット等を通じて世間に流布される場合には、当社グループのブランド価値が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社グループは、インターネットを活用して事業を展開しております。そのため、今後、インターネットの利用自体やインターネット関連サービス又はインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産権に係る方針等について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害については、その発生を防ぐべく調査その他の対応を行っていますが、その解釈の違い等、第三者の知的財産権侵害の可能性は完全に排除されているとは言えません。第三者の知的財産権を侵害した場合においては、当社グループが損害賠償請求や差止請求等、または当社グループに対するロイヤリティの支払要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報保護について

「クックパッド」等では個人情報を取得利用しているため、当社グループは「個人情報の保護に関する法

律」、「欧州連合(EU)の一般データ保護規則(GDPR)」、その他の法令に基づき、個人情報保護に関する義務を課されています。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めており、当社において個人情報管理規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、当社グループの役職員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

しかしながら、当社グループが保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等を生じる可能性が完全に排除されているとは言えません。したがって、これらの事態が起こった場合には、適切な対応を行うための相当なコストの負担、損害賠償による損失、社会的信用やブランドイメージの低下によって、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 情報漏えいについて

当社グループは、業務に関連して多数の機密情報を保有しています。情報セキュリティ教育や、アクセス制御等の情報セキュリティ管理体制の整備を通じ、人的・物理的・技術的対策を講じていますが、これら対策にかかわらず、機密情報の漏えいが生じた場合には、適切な対応を行うための相当なコストの負担、損害賠償による損失、社会的信用やブランドイメージの低下によって、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社グループは、事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えています。特に利用者向けサービスの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サービス構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また将来を担う人材として、毎年継続的に新卒者を採用する方針です。

しかしながら、当社グループが求める優秀な人材の確保や育成が計画通り進まなかった場合、及び既存の人材が社外流出した場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) M&Aについて

当社グループがM&Aを実施した場合、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合等、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、国際会計基準に基づいて当該事象に伴い発生した相当額ののれんを連結財政状態計算書に計上します。当該のれんについては、将来の収益力を適正に反映していますが、事業の展開等が計画通りに進まない場合、国際会計基準に基づいたのれんの減損処理を行う必要が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 当社と大株主との関係について

当社の創業者である佐野陽光(以下「佐野氏」といいます。)は、当社の取締役兼執行役であり、かつ、当社の議決権の43.36%を保有している大株主でもあります。したがって、佐野氏は、株主総会や取締役会等を通じ、役員を選解任を含む当社の意思決定に重要な影響を及ぼしうる立場にあります。今後佐野氏の当社の経営に関する考え方に変更が生じた場合等には、当社グループの事業戦略に重要な影響を与える可能性があります。

(9) 自然災害について

当社グループの主たる拠点は東京都内にあり、当地域内において、地震、津波等の大規模災害が発生したことにより被害を受けた場合、事業を円滑に運営できなくなる可能性があり、当社グループ事業及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(10) 新型コロナウイルスの感染拡大について

新型コロナウイルス感染症の拡大が、世界の経済活動や企業運営に甚大な影響を与えています。当社グループにおいては、従業員の安全を確保するとともに、当社グループの事業に対する影響の把握及び事業継続のために必要な対策を検討し実施しております。新型コロナウイルスが当連結会計年度の業績に与える影響は限定的であると認識しておりますが、感染拡大長期化による消費活動の低迷や、当社グループ従業員等の感染による事業活動の制約などにより、今後の経営成績等に影響が及ぶ可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下の通りです。

経営成績の状況

2020年12月期連結会計年度（2020年1月1日～2020年12月31日）の業績は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前期比
売上収益	11,753	11,095	5.6%
営業利益	306	151	50.6%
税引前当期利益	269	134	49.9%
親会社の所有者に帰属する 当期利益(損失)	968	405	- %

当社グループは「毎日の料理を楽しむにする」というミッションの下、日本のみならず世界中の料理の作り手を増やすべく、料理に関する様々な課題解決に向けた積極的な投資を行っています。このミッションについて、当社グループの事業活動の目的・存在意義を明確にするため、定款に「当社は、『毎日の料理を楽しむにする』ために存在し、これをミッションとする。」、「世界中のすべての家庭において、毎日の料理が楽しみになった時、当社は解散する。」という記載をしています。

世界中の人々の生活は資本主義体制の中で非常に豊かになりました。貧困に悩む人は減り、医療技術の革新により人類の寿命は長くなりました。しかしながら、生活は豊かになりましたが、肥満や生活習慣病、バーチャルな人間関係の偏重がもたらす心の病は増加しました。また、「地球」の健康という意味でも、CO2排出量の増加、オゾン層の破壊、土壌や海洋の自浄作用を超えた汚染等大きな犠牲を払ってきました。

外食やデリバリーの普及によって、安くて美味しいものが手軽に食べられるようになりましたが、それらの食品を流通させるために、多くの森林が伐採され、ゴミも増え続けています。結局、今までであった問題を解決する中で、また新たな問題を作っているに過ぎないのではないかと当社グループは考えています。

ひとの健康に必要なものは、食事、運動、睡眠といわれています。世界でもっとも頻度高く行われている社会活動は、家族での食事です。つまり食は、地球にも、ひとにも、社会にも大きな影響を与えているといえます。この食の良し悪しが地球と、ひとと、社会のこれからの分岐点になると思っています。

当社グループは、食の世界を良くするには、「作り手を増やすこと」が重要だと考えています。資本主義社会では、どうしても利益の追求が優先され、結果、地球の未来を犠牲にすることが多くなりますが、作り手になると様々な「気づき」が増え、より正しいと思う考えに基づいて「自ら変える力」が強くなります。「作り手」で居続けてもらうためには、料理が楽しみに、それも、毎日楽しみになる仕組みづくりが必要だと思うのです。料理をもっとクリエイティブで楽しいものにしたい。「つくること」をワクワク楽しいことにしたい。「作業」ではなくどどんうまくなるものにしたい。料理をとおして、他の人とのつながりが楽しみとなり増えていくようにしたい。そんな風に考えています。世界中の70億人の中には、すでに料理を楽しんでいる「作り手」がたくさんいます。そのひとたちのエネルギーや、知恵や、思いや、気持ちが人々を励まし助けになるようなコミュニティをつくりたいと思っています。当社グループは地球、ひと、社会、の健康を「毎日の料理を楽しむにすること」によって実現していきます。

当社グループは、国内においては、料理レシピ検索・投稿サービス「クックパッド」をはじめ、買い物をもっと自由にする生鮮食品EC「クックパッドマート」、料理が楽しくなるマルシェアプリ「Komerco」、料理動画サイネージ「cookpad store TV」や、有名人と一緒に料理を楽しめる「cookpadLive」等の運営を行っています。海外においては、「クックパッド」のグローバルプラットフォームを、世界75カ国、33言語（日本を除く）で展開しています。

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の流行で、国内外が未曾有の危機に直面することとなりました。このような環境の中、国内では、学校休校やリモートワークの推奨により料理をする機会が増えた人への支援として、クックパッドプレミアムサービスの機能の一部である「人気順検索」を無料開放、利用者の皆様から寄せられたアイデアや発見を集約して提供する等の支援を行いました。当社サービスが「人々の役に立つためには」、「日常生活の一部になるためには」ということを、ここまで意識したことはなかったように思います。今

後も当社は、世界中の人々の「毎日の料理を楽しみにする」を実現することで、企業価値の向上を目指し邁進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における売上収益は11,095百万円（前期比5.6%減）となりました。これは主にその他売上において、通信キャリアとのレベニューシェア型の売上収益がサービス終了に伴い減少したこと、及び国内レシピサービス広告売上において、ネットワーク広告の販売単価が下落し、売上収益が減少したことによります。販売費及び一般管理費は10,604百万円（前期比2.3%増）となりました。人件費の一部を売上原価に計上したことに加えて、新型コロナウイルスの影響により旅費交通費や研修費が減少したものの、新規事業にかかる人員数や費用が増加したことによります。その他営業収益において、子会社清算に伴い為替換算調整勘定取崩益の計上を行った他、その他営業費用においては前連結会計年度に計上したのれんの減損損失を計上しなかったことにより、営業利益は151百万円（前期比50.6%減）となりました。税引前当期利益は134百万円（前期比49.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は、法人税等を計上した一方で、繰延税金費用の減少及びCookpadTV株式会社において非支配持分に帰属する当期損失が発生したことにより、405百万円となりました。

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする事業」の単一セグメントであります。売上収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	前期比
毎日の料理を楽しみにする事業	11,753	11,095	5.6%
国内レシピサービス会員売上	7,378	7,323	0.7%
国内レシピサービス広告売上	3,016	2,818	6.6%
その他売上	1,358	953	29.8%

当連結会計年度における国内レシピサービス会員売上は7,323百万円（前期比0.7%減）となりました。新型コロナウイルス感染拡大期に行ったプレミアムサービス入会無料施策は好調だったものの、有料会員への流入が限定的であったこと等によります。

当連結会計年度における国内レシピサービス広告売上は2,818百万円（前期比6.6%減）となりました。「クックパッド」に掲載するバナー広告の売上は増加したものの、ネットワーク広告が、販売数、単価ともに下落したこと等によります。

当連結会計年度におけるその他売上は、953百万円（前期比29.8%減）となりました。これは主に通信キャリアとのレベニューシェア型の売上収益が減少したこと等によります。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ540百万円減少し、26,664百万円となりました。このうち、流動資産は250百万円減少し、25,161百万円となり、非流動資産は290百万円減少し、1,502百万円となりました。

これらの増減は主に、流動資産については、主に為替の円高影響等により現金及び現金同等物が419百万円減少したことによるものです。非流動資産については、減価償却等により有形固定資産が401百万円減少したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ384百万円減少し、1,999百万円となりました。このうち、流動負債は46百万円減少し、1,382百万円となり、非流動負債は337百万円減少し、617百万円となりました。

これらの増減は主に、非流動負債については、リース負債の返済により、リース負債が356百万円減少したことによるものです。

(資本)

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ156百万円減少し、24,665百万円となりました。これは主に、為替の円高影響等によりその他の資本の構成要素が293百万円減少したこと、非支配持分が268百万円減少したこと及び利益剰余金が405百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ419百万円減少し、22,685百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、610百万円となりました。これは主に、税引前当期利益134百万円、減価償却費及び償却費540百万円を計上した一方で、営業債権及びその他の債権が250百万円増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、166百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出184百万円が生じたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は、428百万円となりました。リース負債の返済による支出388百万円が生じたことによるものです。

生産、受注及び販売の状況

(生産実績)

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(受注状況)

当社グループでは概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しています。

(販売実績)

当連結会計年度の販売実績については、前述の「(1)経営成績等の状況の概要」「経営成績の状況」をご参照ください。

なお、主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
Apple Inc.	2,174,009	18.5	2,429,124	21.9
株式会社NTTドコモ	2,649,610	22.5	2,113,337	19.0
ストライプジャパン株式会社	10,978	0.1	1,183,177	10.7

(注)上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。な

お、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づき作成しています。この連結財務諸表を作成するに当たり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記」に記載のとおりです。

この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内かつ合理的と考えられる見積り及び判断を行っている部分があり、この結果は資産・負債、収益・費用の数値に反映されています。これらの見積りについては、一部過去の実績に基づく概算数値を用いるために、不確実性が伴っており実際の結果と異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

（売上収益）

当連結会計年度における売上収益は11,095百万円（前期比5.6%減）となりました。これは主に、ネットワーク広告売上が、販売数・単価の下落により減少したことおよび、その他売上における通信キャリアとのレベニューシェア型の売上収益が減少したことによります。

（営業利益）

当連結会計年度における営業利益は151百万円（前期比50.6%減）となりました。これは主に、上記売上収益の減少に加え、販売費及び一般管理費において、海外の採用活動強化に伴う人件費およびそれに付随する費用と、国内の新規事業に係る費用が増加したことによります。なお、前連結会計年度のその他の費用において、のれんの減損損失769百万円を計上しております。

（親会社の所有者に帰属する当期利益）

親会社の所有者に帰属する当期利益は405百万円となりました。これは主に、繰延税金費用の減少及びCookpadTV株式会社において非支配持分に帰属する当期損失が発生したことによります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資金需要につきましては、当社は2017年から10年をさらなる大きな成長のための事業基盤創りに再度注力する「投資フェーズ」としており、サービス開発、ユーザーベース獲得、ブランド構築等の事業拡大のための投資を行っていく想定です。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施します。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

特筆すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資(無形固定資産を含む)の総額は216百万円であり、その主なものは、サービス開発に係る器具備品等の取得です。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	毎日の料理を楽しむ にする事業	業務施設	72,004	14,612	337,160	423,777	309(55)

- (注) 1. 金額には消費税等は含めていません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外数で記載しています。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア、商標権等であります。
 4. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

〔賃借設備〕

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	毎日の料理を楽しむ にする事業	業務施設	2,777.51	262,133

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	331,776,000
計	331,776,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年3月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	107,429,400	107,429,400	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は100株となっています。
計	107,429,400	107,429,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第8回新株予約権

決議年月日	2017年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 2
新株予約権の数(個)	19,895
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,989,500(注)1.(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	754(注)3.
新株予約権の行使期間	自 2022年10月31日 至 2047年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 754 資本組入額 377
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しています。なお、提出日の前月末(2021年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「起算日」という。)から8年後の応当日までに提出された各有価証券報告書に記載される営業利益(当該各有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の営業利益をいう。以下同じ。)のいずれかが150億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数(1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。)を、起算日から5年後の応当日から、8年後の応当日までの間、行使することができる。

2018年10月30日(同日を含む。以下本項において同じ。)までに、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 20%

2018年10月31日から2019年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 40%

2019年10月31日から2020年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 60%

2020年10月31日から2021年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 80%

2021年10月31日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念等に重要

な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該新株予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (5) 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下の事項に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
以下の事項に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議または経営会議決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定又は当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める権利喪失事由に該当することにより本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合は、当社は当該行使不能となった新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 5 当社従業員 33 当社子会社取締役 6 当社子会社従業員 20
新株予約権の数(個)	4,140
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 414,000(注)1.(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	476(注)3.
新株予約権の行使期間	自 2023年7月28日 至 2028年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 476 資本組入額 238
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しています。なお、提出日の前月末(2021年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社子会社の重要な業務委託先の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。)の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2に準じて調整する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法
組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡による取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年 8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 4 当社従業員 31 当社子会社取締役 8 当社子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	2,850
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 285,000 (注) 1. (注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	309 (注) 3.
新株予約権の行使期間	自 2024年 8月14日 至 2029年 8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 309 資本組入額 155
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8.

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しています。なお、提出日の前月末(2021年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。))の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。))による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
6. 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である株式の種類および数または算定方法
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記7に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2020年5月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 5 当社従業員 35 当社子会社取締役 8 当社子会社従業員 13
新株予約権の数(個)	3,105
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 310,500 (注)1.(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	347 (注)3.
新株予約権の行使期間	自 2025年3月27日 至 2030年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 347 資本組入額 174
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6.
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8.

当事業年度の末日(2020年12月31日)における内容を記載しています。なお、提出日の前月末(2021年2月28日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

3. 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。))の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。))による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。))とする。

上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。))は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年以内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。

本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 自己新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類および数または算定方法

再編対象会社の新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。再編対象会社の新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

新株予約権の譲渡による取得の制限

再編対象会社の新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記7に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年1月1日～ 2016年12月31日 (注)1	250,800	107,157,600	37,311	5,267,483	37,311	5,266,908
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注)1	228,600	107,386,200	17,084	5,284,567	17,084	5,283,992
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注)1	43,200	107,429,400	1,447	5,286,015	1,447	5,285,440

(注) 1 . 新株予約権の行使による増加です。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17	24	124	125	121	49,075	49,486	
所有株式数(単元)		86,537	42,492	40,565	147,104	7,136	750,261	1,074,095	19,900
所有株式数の割合(%)		8.056	3.956	3.776	13.695	0.664	69.850	100.00	

(注) 自己株式4,011株は、「個人その他」に40単元及び「単元未満株式の状況」に11株を含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野陽光	3 BROAD PLAIN, BRISTOL, UK	46,582,800	43.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,578,600	3.33
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	3,537,888	3.29
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1丁目5番1号	3,215,000	2.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	2,169,500	2.02
a uカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	1,408,100	1.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,385,000	1.29
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,053,700	0.98
BNYM AS AGT / CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	872,607	0.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8-12	864,900	0.81
計		64,668,095	60.19

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,578,600株
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,053,700株
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	864,900株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,405,500	1,074,055	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 19,900		
発行済株式総数	107,429,400		
総株主の議決権		1,074,055	

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が11株含まれています。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20番3号	4,000		4,000	0.00
計		4,000		4,000	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	50	13
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	4,011		4,011	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3 【配当政策】

当社は、2017年からの10年をさらなる大きな成長のための事業基盤創りに再度注力する「投資フェーズ」としてまいります。従って、事業上獲得した資金をサービス開発、ユーザーベース獲得、ブランド構築等の事業拡大のための投資に充当することを優先するため、剰余金の配当は行わない方針です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び企業統治の体制

当社は、料理に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社の企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

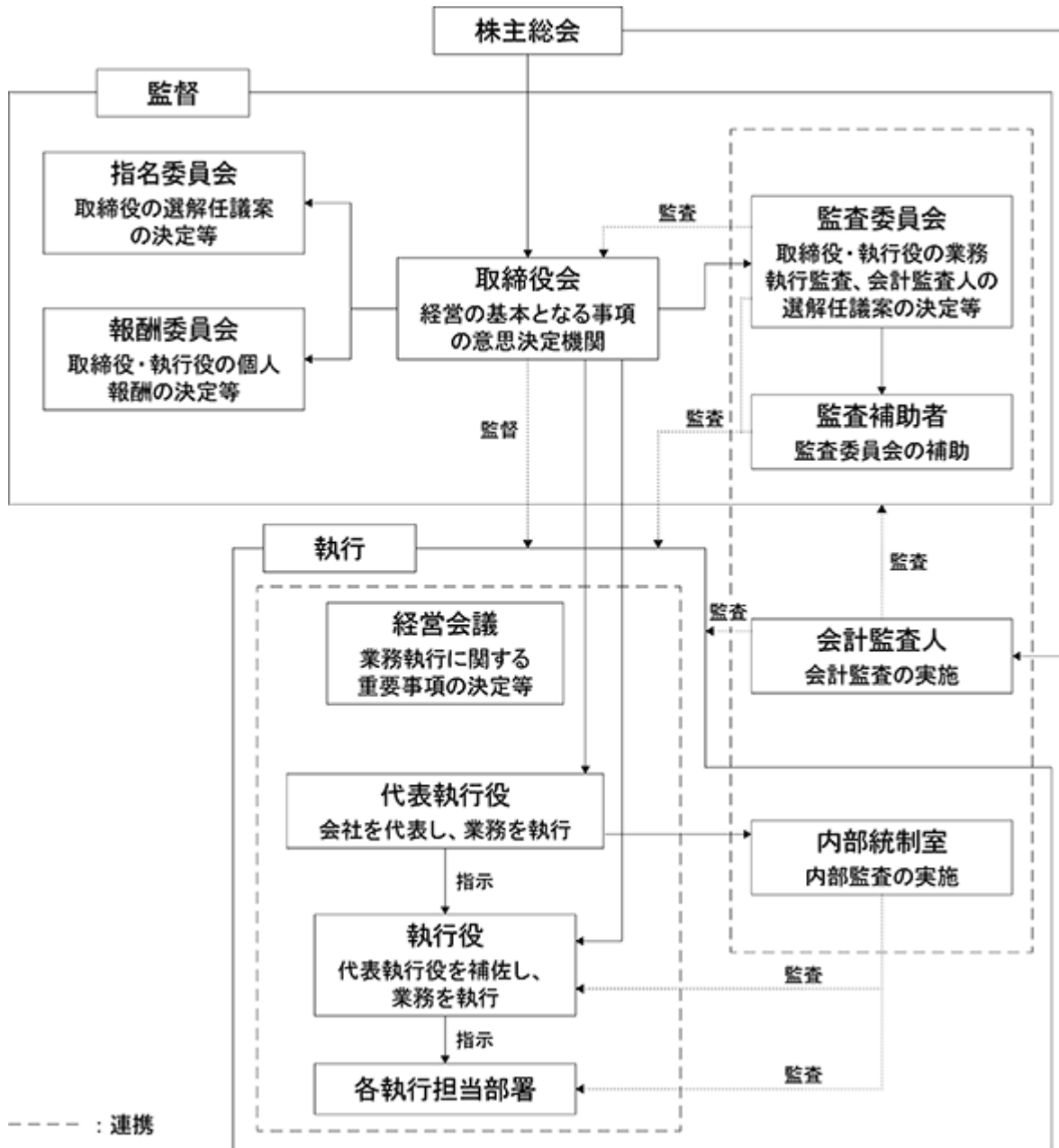
これと併せ、企業価値の継続的な向上も、当社が社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への大幅な権限委譲を行うと共に、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

コーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。

また、3委員会の職務は、下記に記載しています。



()グループ内部統制システム構築に関する基本方針

(a) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コンプライアンス体制

当社は、取締役会により定められたコンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社の企業に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します

当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

(イ) 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

(ウ) 監査の実施

代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制とします。

監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役の職務執行を監査します。

(エ) その他

当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」を策定し、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(b) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

(イ) 取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) ユーザーが安心して当社のサービスを利用できることを事業の中核とする会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク対策における最重要課題とします。

(イ) 過半数が社外取締役から構成される取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

(ウ) リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、個別のリスクごとに責任部門を定め、リスクの低減と防止のため、当社のリスクを網羅的・包括的に洗い出した上、当該リスクを分析・評価し、当該リスク発生の予防活動及び危機発生に備えた対応を行うと共に、リスク管理の状況を適宜、代表執行役及び取締役会に報告します。

(エ) 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の確立・強化を推進します。また、当社は、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を取得し、これにより、当社の情報セキュリティマネジメントシステムを実施します。

(オ) 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(カ) 監査委員会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(d) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととします。

(イ) 当社は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(e) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、原則として、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス・リスク管理規程を策定し、同規程において必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題・対応策を審議します。

当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。

リスク管理委員会は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、必要に応じて、当社代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を策定します。

当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。

子会社管理について、子会社に当社から役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。

当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。

当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。

当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。

当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。

当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(オ) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社では、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」といいます）を設置することができるものとします。なお、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとします。

監査補助者は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとします。また、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとします。

監査補助者の指示の実効性を確保するため、当該使用人が、取締役会及び経営会議並びにリスク管理委員会に出席する機会を確保します。

(カ) 当社の監査委員会への報告に関する体制

執行役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査委員会に定期的に報告を行うほか、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとします。

子会社の役員は、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、リスク管理委員会及び取締役会を通じて、監査委員会に当該事実を報告するものとします。また、当社監査補助者は、定期的に監査委員会において、当社監査委員に対して、子会社におけるコンプライアンス・リスク管理等の現状を報告するものとします。

当社は、監査委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程及びコンプライアンス・リスク規程に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

(キ) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。

監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

監査委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

当社は、監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

() 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしています。取締役会の構成は、5名の取締役により構成されており、うち3名は社外取締役で、佐野陽光が議長を務めています。当社では、取締役会に次の委員会を設置しており、それぞれ各委員会の委員長が議長を務めています。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関です。指名委員会は、取締役3名から構成されており、その内2名は社外取締役です。

(イ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関です。取締役3名により構成されており、その内2名は社外取締役です。

(ウ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名から構成されています。

各委員会の構成は以下のとおりです。

指名委員会	委員長 伊賀泰代、委員 北川徹、委員 佐野陽光
報酬委員会	委員長 柳澤大輔、委員 伊賀泰代、委員 佐野陽光
監査委員会	委員長 北川徹、委員 柳澤大輔、委員 伊賀泰代

() 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、8名の執行役の中から代表執行役1名を選定しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また、各執行役は、取締役会において決定された業務分掌の領域について、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議しています。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、法務部が主管部署となっています。法務部は、各部との連携をとり情報を収集・共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めています。

コンプライアンスについて、法務部所管執行役が中心となり推進しています。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動をしています。

ハ．その他第三者の状況

当社では、業務上発生しうる問題解決のための助言等を得るため、弁護士と顧問契約を締結し、法令遵守に努めています。

定款で定めた取締役及び執行役の員数並びに取締役選任決議の要件

イ．取締役の員数

当社は、取締役を9名以内にする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めています。

ハ．執行役の員数

当社は、執行役を10名以内にする旨を定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

責任限定契約及び責任免除の内容の概要

イ．非業務執行取締役及び会計監査人との責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

ハ．執行役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

剰余金の配当等について

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものです。

(2) 【役員の状況】

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27%)

(1) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佐野 陽光	1973年 5月 1日生	1997年10月 (有)コイン(現 当社)設立 2004年 9月 当社代表取締役 2007年 7月 当社代表執行役兼取締役 2012年 5月 当社取締役兼執行役 2012年 7月 当社取締役(現任) 2016年 3月 当社執行役(現任) 2016年 6月 Cookpad Limited(U.K.) Director (現任)	(注) 3	46,582,800
取締役	岩田 林平	1974年 3月22日生	1996年 4月 (株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行)入行 1999年 4月 日本輸出入銀行(現 (株)国際協力銀行)出向 2005年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン入社 2013年 4月 同社プリンシパル(パートナー) 2016年 2月 当社執行役 2016年 3月 当社取締役(現任) 2016年 3月 当社代表執行役(現任)	(注) 3	
取締役	北川 徹	1960年 8月 4日生	1983年 4月 兼松江商(株)(現 兼松(株))入社 1999年11月 日本通信(株)入社 経営企画室長 2001年 2月 日本ボルチモアテクノロジー(株)入社 財務担当 2002年 1月 リーバイ・ストラウス ジャパン(株)入社 ファイナンスコントローラー 2006年 9月 スターバックス コーヒー ジャパン(株)入社 CFO/オフィサー 2016年 3月 当社取締役(現任) 2017年 6月 KOA(株)社外取締役(現任) 2018年 3月 (株)カヤック社外取締役(現任)	(注) 3	11,400
取締役	柳澤 大輔	1974年 2月19日生	1996年 4月 (株)ソニー・ミュージックエンターテインメント入社 1998年 8月 カヤック 設立 無限責任社員 2005年 1月 (株)カヤック 設立 代表取締役 2014年12月 同社代表取締役CEO(現任) 2015年 9月 (株)デー・オー・ダブリュー社外取締役 (現任) 2016年 3月 当社取締役(現任) 2019年10月 INCLUSIVE(株)社外取締役(現任)	(注) 3	27,300
取締役	伊賀 泰代	1963年 4月 6日生	1986年 4月 日興証券(株)(現 SMBC日興証券(株))入社 1993年 6月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院修士号取得 1993年 8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャパン入社 1998年 5月 同社採用マネージャー 2010年12月 組織・人事コンサルタントとして独立 2017年 3月 当社取締役(現任)	(注) 3	15,700
計					46,637,200

- (注) 1. 当社は指名委員会等設置会社であり、「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置しています。
2. 北川徹、柳澤大輔、伊賀泰代は社外取締役です。
3. 2021年3月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役	岩田 林 平	1974年3月22日生	「(1) 取締役の状況」に記載しています。	(注) 1	
執行役	佐野 陽 光	1973年5月1日生	「(1) 取締役の状況」に記載しています。	(注) 1	46,582,800
執行役	犬飼 茂利男	1973年2月2日生	1995年10月 朝日監査法人(現:有限責任あずさ監査法人)入所 2007年7月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン(有)入社 2011年11月 ㈱ベンチャーリパブリック入社 2016年7月 当社入社 財務担当VP、財務本部長 2016年11月 当社執行役(現任)	(注) 1	20,000
執行役	保田 朋 哉	1975年11月6日生	1999年4月 住友商事(株)入社 2008年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー インコーポレイテッド・ジャーマニー入社 2011年7月 当社入社 新規事業開発室長 2012年8月 当社フーズマーケット事業部部长 2013年8月 当社社長室海外事業担当 2015年9月 Cookpad Limited(U.K.) Director (現任) 2016年4月 当社海外事業担当VP、海外事業本部長 2016年11月 当社執行役(現任)	(注) 1	15,000
執行役	福崎 康 平	1991年2月5日生	2014年2月 コーチ・ユナイテッド(株)入社 2016年2月 同社代表取締役就任 2018年1月 当社入社 2018年5月 当社買物事業部部长 2019年1月 当社買物事業部本部長 2020年1月 当社執行役(現任) 2020年9月 当社Japan CEO(現任)	(注) 1	
執行役	成田 一 生	1984年1月5日生	2008年4月 ヤフー(株)入社 2010年4月 当社入社 2013年5月 当社インフラストラクチャー部部长 2016年4月 当社エンジニアリング・研究開発担当VP、技術本部長 2016年11月 当社執行役(現任)	(注) 1	5,065
執行役	Rebecca Rippin	1966年2月4日生	1990年5月 Mediterranean Savings Bank Venture Capital Division入社 1993年6月 The Fundación Cavanilles入社 1995年6月 The University of Alicante International Relations入社 2001年1月 Ityls Siglo XXI, S.L.設立 CEO 2014年2月 Cookpad Spain, S.L. CEO(現任) 2021年3月 当社執行役(現任)	(注) 1	
執行役	Elena Gianni	1986年10月12日生	2010年9月 Copenhagen Institute of Interaction Design入社 2012年11月 The New York Times Company入社 2021年3月 当社執行役(現任)	(注) 1	
計					46,622,865

(注) 1. 2021年3月23日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後最初の取締役会の終結の時までです。

2. 代表執行役である岩田林平、執行役である佐野陽光は、当社取締役を兼任しています。

社外取締役と当社との関係

当社は、3名の社外取締役を選任しています。社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び専門的経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある者を選任しています。なお、当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けていませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べる者を選任しています。

併せて、社外取締役には、当社からの独立性を有している者を含めて選任することとしています。

また、本書提出日現在において、北川徹氏は当社の株式を11,400株、柳澤大輔氏は当社の株式を27,300株、伊賀泰代氏は当社の株式を15,700株所有しています。これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他利

害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、内部統制室を設置しており、担当者を1名配置しています。内部統制室は代表執行役直属の組織として全部署を対象に監査を実施しています。また、監査委員会は、社外取締役3名により監査を実施しています。監査委員は、全て社外取締役であるため、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された専任の監査補助者2名により行われています。

当事業年度の監査委員会の開催回数および個々の監査委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
北川 徹	9回	9回
柳澤 大輔	9回	9回
伊賀 泰代	9回	9回

監査委員会における主な検討事項は、監査計画、内部監査活動、会計監査人の報酬決定プロセス、会計監査人の監査の相当性、会計監査人の評価等です。

各監査委員は取締役会に出席するとともに、執行役及び使用人とのコミュニケーションを行い、内部統制室からの監査報告を受け、会計監査人と連携し、執行役の業務執行状況について監査を行っています。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

2006年以降

ハ．業務を執行した公認会計士

金子能周及び北尾俊樹

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 9名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、当社グループの業種や事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性及び監査品質の確保の適切性等を総合的に勘案した上で監査法人を選定しています。

当社は、有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査を適切かつ妥当に行うことを確保する体制を備えているものと判断しています。

ヘ．監査委員会による監査法人の評価

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行等の観点から、有限責任 あずさ監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、従前より適切に行われていると判断しています。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,000		32,000	
連結子会社	5,500		5,500	
計	34,500		37,500	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGグループ）に対する報酬の内容（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社		16,046		5,144
連結子会社	3,063		4,112	
計	3,063	16,046	4,112	5,144

当社における非監査業務の内容は、主に国際税務に関するアドバイザー業務等です。

ハ．その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準とし、監査委員会の同意を経た上で報酬額を決定しています。

ホ．監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の各役員の報酬等の内容の決定に関する方針を次の通り定めており、報酬委員会が報酬等の額を決定しています。原則、毎年、定時株主総会開催日後に開催される報酬委員会において、執行役および取締役の各個人の当該事業年度における報酬を決定しています。なお、固定報酬以外の報酬を決定する場合には、都度報酬委員会にて決定しています。

2020年度も同様の手続にもとづき、執行役および取締役の各個人別報酬支給額を報酬委員会が決定しています。

イ．取締役の報酬は、固定報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

ロ．執行役の報酬は、固定報酬、株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	16,500	16,500		2
社外取締役	18,000	18,000		3
執行役	96,240	91,075	5,164	6

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式は運用の対象としていません。一方、純投資目的以外の目的である投資株式は、取引先等の業務上の関係の維持および強化や取引の円滑を図り、企業価値向上につなげることを目的として、取引先等の株式を保有しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は取引先等の業務上の関係の維持および強化や取引の円滑を図り、企業価値向上につながる場合に実施する方針です。取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しています。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	15,991
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更にも適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しています。

4．IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備

当社は、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。また、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	6	23,105,395	22,685,528
営業債権及びその他の債権	7,23	1,820,744	2,065,144
その他の金融資産	14,23	26,560	6,166
棚卸資産	8	24,641	32,443
その他の流動資産	15	434,718	372,581
流動資産合計		25,412,057	25,161,862
非流動資産			
有形固定資産	9	923,150	521,760
のれん	11	140,920	140,920
無形資産	10	334,869	262,003
その他の金融資産	14,23	314,692	295,944
繰延税金資産	13	49,780	271,683
その他の非流動資産	15	29,961	10,634
非流動資産合計		1,793,372	1,502,944
資産合計		27,205,429	26,664,806

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
リース負債	18,23,30	385,151	288,712
営業債務及びその他の債務	16,23	715,170	765,137
その他の金融負債	17,23	51,765	42,259
未払法人所得税等		6,015	8,455
その他の流動負債	15	270,647	277,441
流動負債合計		1,428,749	1,382,005
非流動負債			
借入金	17,23,30	40,000	-
リース負債	18,23,30	721,624	365,323
その他の債務	16,23	15,726	15,324
引当金	19	173,022	236,654
繰延税金負債	13	4,787	-
非流動負債合計		955,159	617,301
負債合計		2,383,908	1,999,306
資本			
資本金	20	5,286,015	5,286,015
資本剰余金	20	7,194,224	7,194,224
利益剰余金	20	11,112,155	11,517,831
自己株式	20	2,008	2,022
その他の資本の構成要素	20	227,190	520,558
親会社の所有者に帰属する持分合計		23,363,196	23,475,489
非支配持分		1,458,326	1,190,011
資本合計		24,821,521	24,665,500
負債及び資本合計		27,205,429	26,664,806

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上収益	5,26	11,753,448	11,095,929
売上原価		216,086	418,066
売上総利益		11,537,362	10,677,863
販売費及び一般管理費	27	10,367,695	10,604,716
その他の収益	28	14,855	83,909
その他の費用	28	877,654	5,313
営業利益		306,867	151,743
金融収益	25	10,946	8,083
金融費用	25	48,735	24,888
税引前当期利益		269,079	134,938
法人所得税費用	13	1,622,097	2,423
当期利益(損失)		1,353,018	137,361
当期利益(損失)の帰属			
親会社の所有者		968,724	405,676
非支配持分		384,294	268,314
当期利益(損失)		1,353,018	137,361
1株当たり当期利益(損失)			
基本的1株当たり当期利益(損失)	31	9.01	3.77
希薄化後1株当たり当期利益(損失)	31	9.01	3.77

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期利益（損失）		1,353,018	137,361
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金融商品の公正価値の純変動	29	-	2,947
純損益に振り替えられることのない項目合計		-	2,947
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	29	194,264	311,026
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		194,264	311,026
税引後その他の包括利益		194,264	313,973
当期包括利益		1,158,754	176,611
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		774,460	91,703
非支配持分		384,294	268,314
当期包括利益		1,158,754	176,611

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
2019年1月1日時点の 残高		5,286,015	7,194,224	12,428,820	2,008	434,304	24,472,747	1,842,619	26,315,367
会計方針の変更の影響		-	-	347,941	-	-	347,941	-	347,941
2019年1月1日時点 の再表示後残高		5,286,015	7,194,224	12,080,879	2,008	434,304	24,124,806	1,842,619	25,967,426
当期利益		-	-	968,724	-	-	968,724	384,294	1,353,018
その他の包括利益		-	-	-	-	194,264	194,264	-	194,264
当期包括利益合計		-	-	968,724	-	194,264	774,460	384,294	1,158,754
株式報酬取引	20,24	-	-	-	-	12,850	12,850	-	12,850
自己株式の取得		-	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	-	-	12,850	12,850	-	12,850
2019年12月31日時点の 残高		5,286,015	7,194,224	11,112,155	2,008	227,190	23,363,196	1,458,326	24,821,521

当連結会計年度(自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計		
2020年1月1日時点の 残高		5,286,015	7,194,224	11,112,155	2,008	227,190	23,363,196	1,458,326	24,821,521
会計方針の変更の影 響		-	-	-	-	-	-	-	-
2020年1月1日時点 の再表示後残高		5,286,015	7,194,224	11,112,155	2,008	227,190	23,363,196	1,458,326	24,821,521
当期利益		-	-	405,676	-	-	405,676	268,314	137,361
その他の包括利益		-	-	-	-	313,973	313,973	-	313,973
当期包括利益合計		-	-	405,676	-	313,973	91,703	268,314	176,611
株式報酬取引	20,24	-	-	-	-	20,604	20,604	-	20,604
自己株式の取得		-	-	-	14	-	14	-	14
所有者との取引額合計		-	-	-	14	20,604	20,590	-	20,590
2020年12月31日時点の 残高		5,286,015	7,194,224	11,517,831	2,022	520,558	23,475,489	1,190,011	24,665,500

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	269,079	134,938
減損損失	868,013	69,556
減価償却費及び償却費	602,905	540,125
金融収益及び金融費用（は益）	41,360	95,146
営業債権及びその他の債権の増減額 （は増加）	250,379	250,963
営業債務及びその他の債務の増減額 （は減少）	59,504	106,185
長期前払費用の増減額（は増加）	85,230	19,326
その他	331,137	55,981
小計	2,507,605	770,293
利息及び配当金の受取額	10,946	8,083
利息の支払額	7,513	8,322
法人所得税の支払額又は還付額（は支払）	1,486,885	159,312
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,024,154	610,742
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	109,954	184,626
無形資産の取得による支出	56,232	32,053
子会社の取得による支出	20,729	53,282
事業譲受による支出	43,769	-
有形固定資産の売却による収入	-	98,161
その他	72,978	5,548
投資活動によるキャッシュ・フロー	157,706	166,252

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		-	40,000
リース負債の返済による支出		420,093	388,176
自己株式の取得による支出		-	14
財務活動によるキャッシュ・フロー		420,093	428,189
現金及び現金同等物の増加額		446,355	16,301
現金及び現金同等物の期首残高	6	22,756,245	23,105,395
現金及び現金同等物の為替変動による影響		97,205	436,167
現金及び現金同等物の期末残高	6	23,105,395	22,685,528

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

クックパッド株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業です。本連結財務諸表は2020年12月31日を期末日とし、当社及びその子会社(以下、当社グループ)により構成されています。

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」を企業理念とし、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」を中心に事業展開しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしており、特定会社に該当しますので、同第93条の規定によりIFRSに準拠して連結財務諸表を作成しています。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しています。

(4) 未適用の新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された基準書及び解釈指針のうち、当社グループに重要な影響があるものはありません。

3. 重要な会計方針

以下に記載する会計方針は、この連結財務諸表に報告されている全ての期間について適用しています。

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めていません。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えています。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しています。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

関連会社

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、以後は持分法によって会計処理しています。関連会社に対する投資は、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれています。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。移転された対価、被取得企業の被支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計額が、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しています。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しています。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識していません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

(3) 外貨換算

外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識します。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えています。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成しています。

(5) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。公正価値で測定される金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択を行ったうえで、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

() 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

() 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しています。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、以下を考慮しています。

- ・ 支払期日からの経過日数
- ・ 債務者の経営成績

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合など、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での

帳簿価額を直接減額しています。

()金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

金融負債

()当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融負債については、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

()事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています

()金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、商品、貯蔵品から構成されており、取得原価（主に個別法又は先入先出法）と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれています。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2 - 15年
- ・工具器具及び備品 2 - 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(8) 無形資産

のれん

企業結合により生じたのれんは、無形資産に計上しています。

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上していません。

その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 商標権 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(9) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断します。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定しています。リースの計算利率または計算利率を容易に算定できない場合には、通常、当社グループは、割引率として追加借入利率を用いています。リース負債は、リース期間にわたり、リース料の支払いに伴うリース負債の元本返済と実効金利法に基づく金融費用を認識します。

使用权資産は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。使用权資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行います。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識します。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、每期、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を每期又は減損の兆候を識別した時に見積っています。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を見積っています。

減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識します。資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位グループ内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

(11) 株式報酬

当社グループは、持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しています。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を

決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しています。

(13) 収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表)及び「IFRS第15号の明確化」(2016年4月公表)(合わせて以下、「IFRS第15号」)を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する
- ステップ3: 取引価格を算定する
- ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主たる事業である会員事業および広告事業について、会員事業の売上収益は毎月末時点の有料会員数に応じて認識し、広告事業の売上収益は広告の掲載期間に応じて認識しています。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成しています。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しています。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しています。

金融費用は、主として支払利息及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成しています。支払利息は実効金利法により発生時に認識しています。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成しています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っています。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識します。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しています。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

(17) 事業セグメント

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の経営会議が定期的にレビューしています。

(18) 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しています。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識していません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本剰余金として認識されます。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識します。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、以下のとおりです。

- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り（「注記3.重要な会計方針」(7)(8)）
- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損（「注記3.重要な会計方針」(10)）
- ・金融商品の公正価値の測定方法（「注記3.重要な会計方針」(5)）
- ・ストック・オプションの公正価値（「注記3.重要な会計方針」(11)）
- ・繰延税金資産の回収可能性（「注記3.重要な会計方針」(15)）

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位です。

当社グループは、商品・サービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、取り扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社グループは、事業部及び子会社を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「毎日の料理を楽しむに事業」を報告セグメントとしています。

当社グループは、毎日の料理を楽しむに事業の単一セグメントとなるため、「事業分野ごとの収益、損益及びその他項目」、「主要な製品及び役務からの収益」の記載を省略しています。また、提供している製品及びサービス並びに収益の額については、注記「26.売上収益」に記載のとおりです。

(2) 地域別に関する情報

国内収益とされた外部顧客からの売上収益が、連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しています。また、国内の非流動資産が、連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大部分を占めるため、地域別の非流動資産(金融資産及び繰延税金資産を除く)の記載を省略しています。

(3) 主要な顧客に関する情報

主要顧客に対する売上収益の内訳は、以下のとおりです。

	関連する 報告セグメント名	(単位：千円)	
		前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
Apple Inc.	毎日の料理を楽しむ に事業	2,174,009	2,429,124
株式会社NTTドコモ	毎日の料理を楽しむ に事業	2,649,610	2,113,337
ストライプジャパン株式会社	毎日の料理を楽しむ に事業	10,978	1,183,177

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は償却原価で測定される金融資産に分類しています。

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
現金及び現金同等物		
現金及び預金	23,105,395	22,685,528
連結財政状態計算書における現金及び現金同等物	23,105,395	22,685,528
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物	23,105,395	22,685,528

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

営業債権及びその他の短期債権の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
受取手形	1,512	8,044
売掛金	1,808,008	2,057,598
未収入金	11,570	-
貸倒引当金	346	499
合計	1,820,744	2,065,144

8. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
商品	2,524	21,603
貯蔵品	22,116	10,840
合計	24,641	32,443

前連結会計年度及び当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の金額は、それぞれ59,391千円及び34,954千円です。

前連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は27,885千円です。当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は7,927千円です。

9.有形固定資産

(1)有形固定資産の内訳

連結財政状態計算書の「有形固定資産」の内訳は以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
有形固定資産	223,742	208,739
使用権資産	699,408	313,020
合計	923,150	521,760

(2)有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりです。

取得原価	(単位：千円)		
	建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計
2019年1月1日残高	788,464	237,019	1,025,484
取得	78,008	52,760	130,768
処分	63,978	73,620	137,597
為替換算差額	5,601	1,628	7,229
2019年12月31日残高	808,095	217,788	1,025,883
取得	94,024	161,850	255,873
処分	12,760	113,007	125,767
為替換算差額	6,317	3,361	9,677
2020年12月31日残高	883,042	263,270	1,146,313

(単位：千円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計
2019年1月1日残高	513,104	169,572	682,675
減価償却費	113,851	30,276	144,127
減損損失	66,704	23,079	89,783
処分	59,614	64,071	123,685
為替換算差額	7,781	1,459	9,240
2019年12月31日残高	641,826	160,315	802,141
減価償却費	82,358	32,567	114,925
減損損失	34,547	23,840	58,388
処分	-	27,220	27,220
為替換算差額	8,142	2,518	10,660
2020年12月31日残高	750,589	186,984	937,573

(単位：千円)

帳簿価額	建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計
2019年1月1日残高	275,361	67,448	342,809
2019年12月31日残高	166,270	57,473	223,742
2020年12月31日残高	132,453	76,286	208,739

(注) 1. 所有権に対する制限がある有形固定資産及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産はありません。

2. 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めています。

3. 有形固定資産の取得原価に含めた借入費用はありません。

(3) 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

海外事業の有形固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失89,783千円を計上していません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

有形固定資産について、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失58,388千円を計上しています。

(4) 使用権資産

使用権資産の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：千円)		
使用権資産	建物付属設備	合計
2019年1月1日残高	1,061,363	1,061,363
2019年12月31日残高	699,408	699,408
2020年12月31日残高	313,020	313,020

前連結会計年度における使用権資産の増加額は、4,345千円です。

当連結会計年度における使用権資産の増加額は、70,357千円です。

10. 無形資産

(1) 無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりです。

取得原価				(単位：千円)
	ソフトウェア	商標権	その他	合計
2019年1月1日残高	487,465	104,496	32,935	624,896
取得	3,700	10,766	10,772	25,238
処分	-	5,707	150	5,857
為替換算差額	3,711	490	-	3,220
2019年12月31日残高	494,876	109,065	43,557	647,497
取得	1,107	20,928	10,142	32,177
処分	16,980	-	-	16,980
為替換算差額	0	363	-	363
2020年12月31日残高	479,002	130,356	53,699	663,057

(単位：千円)

償却累計額及び 減損損失累計額	ソフトウェア	商標権	その他	合計
2019年1月1日残高	172,596	34,672	6,905	214,173
償却費	79,997	12,744	8,351	101,092
処分	-	5,707	150	5,857
為替換算差額	3,711	490	-	3,221
2019年12月31日残高	256,304	41,218	15,106	312,629
償却費	78,055	14,816	9,450	102,321
処分	14,259	-	-	14,259
為替換算差額	0	363	-	363
2020年12月31日残高	320,099	56,397	24,557	401,053

(単位：千円)

帳簿価額	ソフトウェア	商標権	その他	合計
2019年1月1日残高	314,868	69,824	26,030	410,723
2019年12月31日残高	238,571	67,847	28,450	334,869
2020年12月31日残高	158,903	73,958	29,142	262,003

- (注) 1. 所有権に対する制限がある無形資産及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。
2. 前連結会計年度及び当連結会計年度において重要な自己創設に該当する無形資産はありません。
3. 償却対象の無形資産の償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めています。
4. 無形資産の取得原価に含めた借入費用はありません。

(2) 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

11. のれん

のれんの取得原価及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
(取得原価)		
期首残高	4,379,551	4,376,249
為替換算差額	3,302	207,868
その他(注)	-	660,555
期末残高	4,376,249	3,507,826
(減損損失累計額)		
期首残高	3,500,713	4,235,329
減損損失	769,620	-
為替換算差額	35,004	207,868
その他(注)	-	660,555
期末残高	4,235,329	3,366,906
(帳簿価額)		
期首残高	878,838	140,920
期末残高	140,920	140,920

(注) 当連結会計年度のその他は、連結子会社としていたCookpad Inc.(アメリカ)を清算したことによる減少です。

(1) 資金生成単位

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。のれんの帳簿価額の報告セグメント別内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

報告セグメント	資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
毎日の料理を楽しむに する事業	クックパッド(株)(注)	-	140,920
	その他	140,920	-
	合計	140,920	140,920

(注) 当連結会計年度における資金生成単位毎の帳簿価額の増減は、2020年10月1日付で当社がウミーベ株式会社を吸収合併したことによるものです。

(2) 回収可能価額の算定基礎

のれんを含む資金生成単位グループの回収可能価額は使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しています。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しています。5年目以降のキャッシュ・フローは、資金生成単位グループが属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに算定しています。

使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ16.1%～23.2%及び17.2%です。

(3) 減損損失

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は2017年より10年間を長期的な企業価値向上のための投資期間と定めています。海外事業におきましても、当該方針に基づいて進出するそれぞれの国において、圧倒的No.1のポジションを実現すべくチャレンジを行ってまいりました。この度、現状を鑑みて事業計画を再度保守的に検討し、プロダクトそのものの充実、開発に伴う採用強化、コミュニティの充実につながる熱狂的なファンの獲得等、グローバル一体となってプロダクト開発に集中するべきであるため、個別の国単位でのマネタイズをグローバルプラットフォーム充実の価値判断の軸としないこととしました。IFRSに基づく減損テストを実施した結果、当社の海外連結子会社ののれん全額であるCookpad Rus LLC(ロシア)、Cookpad Greece Single Member Private Company(ギリシャ)及びCookpad Hungary Kft(ハンガリー)総額769,620千円について、減損損失を計上しています。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

12. 子会社

(1) 企業集団の構成

主要な子会社は、以下のとおりです。

名称	所在地	資本金 又は 出資金	議決権の所有割合(%)		摘要
			前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)	
CookpadTV株式会社	日本	100百万円	50.9	50.9	
Cookpad Limited	英国	83,995千ポンド	100.0	100.0	
Cookpad Spain, S.L.	スペイン	611千ユーロ	100.0	100.0	
PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA	インドネシ ア共和国	300千米ドル	100.0	100.0	
Cookpad MENA S.A.L.	レバノン 共和国	70,000千 レバノンポンド	100.0	100.0	
Cookpad Rus LLC	ロシア連邦	10千ルーブル	100.0	100.0	

(2) 所有持分の変動に関する開示

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

13. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の変動(同一の租税区域内での残高の相殺前)は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	2019年 1月1日	純損益として 認識	その他の包括 利益として認識	その他	2019年 12月31日
繰延税金資産					
未払事業税	59,656	56,091	-	-	3,565
営業債権及びその他の債務	28,001	25,600	-	-	2,401
固定資産	593,925	550,701	-	-	43,224
引当金	47,120	43,175	-	-	3,945
繰越欠損金	-	-	-	-	-
その他	75,461	225,266	-	152,950	3,144
繰延税金資産合計	804,163	900,833	-	152,950	56,280
繰延税金負債					
固定資産	25,828	14,540	-	-	11,287
繰延税金負債合計	25,828	14,540	-	-	11,287

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	2020年 1月1日	純損益として 認識	その他の包括 利益として認識	その他	2020年 12月31日
繰延税金資産					
未払事業税	3,565	179	-	-	3,386
営業債権及びその他の債務	2,401	6	-	-	2,395
固定資産	43,224	8,615	-	-	51,839
引当金	3,945	1,410	-	-	5,355
繰越欠損金	-	228,339	-	-	228,339
その他	3,144	584	-	-	2,560
繰延税金資産合計	56,280	237,595	-	-	293,875
繰延税金負債					
固定資産	11,287	10,904	-	-	22,192
繰延税金負債合計	11,287	10,904	-	-	22,192

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異又は繰越欠損金に関して将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取り崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しています。

上記の繰延税金資産の回収可能性の評価の結果から、当社グループは将来減算一時差異及び繰越欠損金の一部について、繰延税金資産を認識しています。当連結会計年度末の繰延税金資産のうち、当連結会計年度に損失が生じている納税主体に帰属しているものは、238,716千円です。

繰延税金資産が認識されていない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額は、以下のとおりです。なお、将来減算一時差異及び繰越欠損金は税額ベースです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰越欠損金	1,655,945	1,553,205
その他	1,523,873	1,433,122
合計	3,179,818	2,986,328

繰延税金資産が認識されていない税務上の繰越欠損金の繰越期限は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降及び失効期限なし	1,655,945	1,553,205
合計	1,655,945	1,553,205

前連結会計年度末(2019年12月31日)及び当連結会計年度末(2020年12月31日)現在の繰延税金負債として認識されていない子会社及び関連会社の投資に関する一時差異の総額は、それぞれ760,894千円及び495,926千円です。

(2) 法人所得税

当期税金費用及び繰延税金費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期税金費用	735,804	224,268
繰延税金費用	886,293	226,691
法人所得税費用	1,622,097	2,423

当連結会計年度の繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う繰延税金費用の減少額は、238,716千円です。

各年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下のとおりです。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税の負担割合を表示しています。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
永久差異	3.3	4.5
子会社の税率差異による影響額	7.0	15.8
繰延税金資産が認識されなかった一時差異等の増減	487.8	108.0
税額控除	16.3	7.3
のれんの減損損失	57.6	-
益金不算入となる在外子会社清算益	-	14.3
事業税付加価値割	15.1	35.7
国外所得に対する事業税相当額	29.9	68.3
その他	1.9	4.5
実際負担税率	602.8	1.8

当社は、主に法人税、住民税および損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した2020年12月31日に終了した1年間の法定実効税率は30.6%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

当社の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、2021年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%です。

14. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
株式	15,991	13,044
敷金及び保証金	290,114	278,128
その他	35,147	10,937
合計	341,252	302,109
流動資産	26,560	6,166
非流動資産	314,692	295,944

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、敷金及び保証金、その他は償却原価で測定される金融資産に分類しています。

15. その他の資産及び負債

その他の資産及び負債の内訳は、以下のとおりです。

その他の資産	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
前払費用	324,041	243,081
その他	140,639	140,133
合計	464,680	383,215
流動資産	434,718	372,581
非流動資産	29,961	10,634

その他の負債	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
前受金	15,896	17,001
未払消費税	120,777	131,740
その他	133,975	128,701
合計	270,647	277,441

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
買掛金	36,315	5,646
未払金	678,855	759,492
長期未払金	15,726	15,324
合計	730,896	780,461
流動負債	715,170	765,137
非流動負債	15,726	15,324

17. 借入金及びその他の金融負債

借入金及びその他の金融負債の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
借入金	40,000	-
預り金	51,096	42,259
その他	669	-
合計	91,765	42,259
流動負債	51,765	42,259
非流動負債	40,000	-

借入金及び預り金は、償却原価で測定される金融負債に分類しています。

前連結会計年度末及び当連結会計年度の平均利率は、0.9%です。

18. リース取引

当社グループは、借手として、オフィスおよびスタジオ等の建物およびその他の資産を賃借しています。リース契約に、エスカレーション条項を含む重要なリース契約はありません。また、リース契約によって課された重要な制限（追加借入および追加リースに関する制限等）はありません。

使用権資産に関連する損益は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物附属設備	357,691	322,879
合計	357,691	322,879
使用権資産の減損損失		
建物附属設備	8,610	11,168
合計	8,610	11,168
リース負債に係る金利費用	7,153	4,530
少額資産リース費用	97,411	129,001

一部オフィスの賃貸借契約には、リース期間を延長するオプションが付されています。この延長オプションは、当社グループだけが行使可能であり、貸手は行使できません。当社グループは、リース開始日に、当該延長オプションを行使することが合理的に確実であるか否かを評価し、行使されることが合理的に確実であると認められない場合には、リース負債の測定に含めていません。

当社グループは、必要に応じて当該オプションを行使することが合理的に確実であるか否かを見直します。この見直しによる財務上の影響は、当連結会計年度において重要性はありません。

なお、当社グループにおいては、変動リース料、短期リース費用、残価保証を含む契約又は契約しているがまだ開始していないリースに重要性はありません。

使用権資産の帳簿価額の内訳については、注記「9.有形固定資産(4)使用権資産」、リースに係るキャッシュ・フローについては、注記「30.財務活動から生じた負債の調整表」、リース負債の満期分析については、注記「23.金融商品の公正価値(2)財務上のリスク管理方針 流動性リスク管理」に記載しています。

19. 引当金

引当金は資産除去債務に係る引当金により構成されています。主として本社ビル等の事務所について、設備撤去に係る費用等を合理的に見積もり、資産除去債務を認識しています。

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりです。

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産除去債務	173,022	236,654

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	184,089	173,022
期中増加額(繰入額)	4,422	63,420
時の経過による増加額	295	213
期中減少(目的使用)	12,390	-
期中減少(戻入)	3,394	-
期末残高	173,022	236,654

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は、以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
発行可能株式総数		
普通株式	331,776,000	331,776,000
発行済株式総数(注1,注2)		
期首残高	107,429,400	107,429,400
期中増減	-	-
期末残高	107,429,400	107,429,400

(注) 1. 当社の発行する株式は無額面普通株式です。

2. 発行済株式は、全額払込済となっています。

(2) 資本金及び資本剰余金

日本における会社法(以下、会社法)では、株式の発行に対しての払込みまたは給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることとされています。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	3,961	3,961
期中増減	-	50
期末残高	3,961	4,011

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができるとされています。

(5) その他の資本の構成要素

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	在外営業活動 体の換算差額	資本性金融商品 への投資による 利得(損失)	新株予約権	合計
2019年1月1日残高	440,073	-	5,770	434,304
その他の包括利益	194,264	-	-	194,264
当期包括利益合計	194,264	-	-	194,264
株式報酬取引による増加(減少)	-	-	12,850	12,850
2019年12月31日残高	245,809	-	18,620	227,190

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	在外営業活動 体の換算差額	資本性金融商品 への投資による 利得(損失)	新株予約権	合計
2020年1月1日残高	245,809	-	18,620	227,190
その他の包括利益	311,026	2,947	-	313,973
当期包括利益合計	311,026	2,947	-	313,973
株式報酬取引による増加(減少)	-	-	20,604	20,604
2020年12月31日残高	556,835	2,947	39,224	520,558

21. 企業結合

記載すべき重要な事項はありません。

22. 配当金

(1) 配当金支払額

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

23. 金融商品の公正価値

(1) 資本管理

当社グループは、事業の競争力を維持・強化することによる持続的な成長を実現するために、新規サービス及び新規事業の立ち上げに取り組んでいます。これらの資金需要は手元資金で賄うことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施します。このため、当社グループでは現金及び現金同等物、有利子負債及び資本のバランスに注意しており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末現在、有利子負債を大きく上回る潤沢な手元資金を保有しています。

(2) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行うにあたり、信用リスク、為替リスク、流動性リスク及び価格リスク等の財務上のリスクに晒されています。これらのリスクを回避するために、当社グループは、一定の方針に従いリスクによる影響を低減するための管理をしています。なお、デリバティブ取引は利用していません。

信用リスク管理

現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の短期金融資産及びその他の長期金融資産は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に基づき、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権等に区分して貸倒引当金の金額を算定しています。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を算定しています。予想信用損失の金額は、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて算定した過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しています。

営業債権以外の債権等については、原則として12カ月の予想信用損失と同額で貸倒引当金を算定していますが、契約で定められた弁済条件を履行できない場合等信用リスクが当初認識時点より著しく増加した資産及び信用減損金融資産は、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。予想信用損失の金額は、信用リスクが著しく増加していると判断されていない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しています。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産に該当する債権等については、見積りキャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しています。

・ 貸倒引当金の増減

貸倒引当金の増減は以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	614	346
期中増加額(繰入額)	346	499
期中減少(目的使用)	-	-
期中減少(戻入)	614	346
連結除外に伴う減少	-	-
期末残高	346	499

同一区分内における金融資産の信用リスク格付けは概ね同一であります。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、貸倒引当金の変動に影響を与えるような総額での帳簿価額の著しい増減はありません。

- ・貸倒引当金の計上対象となる金融資産の帳簿価額の総額
貸倒引当金の計上対象となる金融資産の帳簿価額の総額は、以下のとおりです。

()営業債権

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
営業債権	1,809,520	2,065,643

()営業債権以外の債権等

前連結会計年度及び当連結会計年度末における、営業債権以外の債権等については、信用リスクが著しく増加していると判断したものはなく、その帳簿価額に対する信用リスクに重要性はありません。

為替リスク管理

当社グループはグローバルな事業展開を行っており、主にポンド、米ドル、ユーロの変動による為替リスクに晒されています。当社は、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っています。

流動性リスク管理

当社グループは、支払期日に金融負債の返済を履行できないリスクに晒されていますが、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しています。

金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。

	(単位：千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
前連結会計年度(2019年12月31日)				
リース負債	385,151	611,217	110,407	1,106,775
借入金	360	40,480	-	40,840
営業債務及びその他の債務	715,170	15,726	-	730,896
その他の金融負債	51,765	-	-	51,765
当連結会計年度(2020年12月31日)				
リース負債	288,712	294,381	70,942	654,035
借入金	-	-	-	-
営業債務及びその他の債務	765,137	15,324	-	780,461
その他の金融負債	42,259	-	-	42,259

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、注記を省略しています。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)		当連結会計年度 (2020年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	千円	千円	千円	千円
資産：				
償却原価で測定される金融資産				
その他の金融資産	325,261	326,308	289,065	289,700
負債：				
償却原価で測定される金融負債				
借入金	40,000	39,778	-	-

その他の金融資産

その他の金融資産のうち敷金及び保証金については、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、リース期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて算定しています。公正価値で測定する金融資産のうち、非上場株式の公正価値については、合理的な方法により算定しています。

借入金

借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しています。

前連結会計年度（2019年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	15,991	15,991
合計	-	-	15,991	15,991
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

当連結会計年度（2020年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	13,044	13,044
合計	-	-	13,044	13,044
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

レベル3に分類された金融商品の変動は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	決算日時点での公正価値測定		
	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融負債
	千円	千円	千円
期首残高	-	15,991	77,695
利得及び損失合計	-	-	-
損益	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-
売却	-	-	-
その他	-	-	77,695
期末残高	-	15,991	-

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	決算日時点での公正価値測定		
	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融資産	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する 金融負債
	千円	千円	千円
期首残高	-	15,991	-
利得及び損失合計	-	2,947	-
損益	-	-	-
その他の包括利益	-	2,947	-
売却	-	-	-
その他	-	-	-
期末残高	-	13,044	-

レベル3に分類されている金融商品は、主に市場価格が入手できない非上場会社の発行する普通株式への出資により構成されています。公正価値を算定する際は、主にインプットを合理的に見積り、適切な評価方法を決定していません。

当該金融商品に係る公正価値の測定は四半期ごとにグループ会計方針に準拠して行われ、上位者に報告され、承認を受けています。

なお、レベル3に分類された金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれていません。

24. 株式報酬制度

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しており、2020年12月期まで当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員にストック・オプションを付与しています。この制度は、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としています。

ストック・オプションは、当社の株主総会、取締役会において承認された内容に基づき、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に付与されています。

当社グループの株式報酬制度は、全て持分決済型株式報酬として会計処理されています。株式報酬費用は、前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）において12,850千円、当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）において20,604千円、それぞれ連結損益計算書に計上しています。

(1) 株式報酬制度の内容

2019年12月31日に終了した1年間及び2020年12月31日に終了した1年間において存在する当社のストック・オプション制度は、以下の通りです。

当社は、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

	付与数 (株)	付与日	行使期間	行使価格 (円)	未行使のオ プション数 (株)	権利確定条件
第8回	1,989,500	2017年10月31日	自 2022年10月31日 至 2047年10月30日	754	1,989,500	(注) 1 .
第9回	467,000	2018年9月14日	自 2023年7月28日 至 2028年7月27日	476	414,000	(注) 2 .
第10回	290,000	2019年9月17日	自 2024年8月14日 至 2029年8月13日	309	285,000	(注) 3 .
第11回	310,500	2020年5月8日	自 2025年3月27日 至 2030年3月26日	347	310,500	(注) 4 .

(注) 1 . (1) 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「起算日」という。）から8年後の応当日までに提出された各有価証券報告書に記載される営業利益（当該各有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の営業利益をいう。以下同じ。）のいずれかが150億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数（1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）を、起算日から5年後の応当日から、8年後の応当日までの間、行使することができる。

2018年10月30日（同日を含む。以下本項において同じ。）までに、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：20%

2018年10月31日から2019年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：40%

2019年10月31日から2020年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：60%

2020年10月31日から2021年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：80%

2021年10月31日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該本新株予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社子会社の重要な業務委託先の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
3. (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年以内に限り、その相続人または法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と割当者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) オプション価格決定の仮定

当社グループでは、ストック・オプションの公正価値の算出に、モンテカルロ・シミュレーションを採用してい

ます。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）において付与されたストック・オプションについて、モンテカルロ・シミュレーションに使用した仮定は、以下のとおりです。

	第10回新株予約権
株価	309円
株価変動性（注）1	44.32%
満期までの期間	9.92年
予想配当	0%
無リスク利率（注）2	0.14%

（注）1．満期までの期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しています。

2．満期までの期間に対応する国債の利回りです。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）において付与されたストック・オプションについて、モンテカルロ・シミュレーションに使用した仮定は、以下のとおりです。

	第11回新株予約権
株価	347円
株価変動性（注）1	44.79%
満期までの期間	9.89年
予想配当	0%
無リスク利率（注）2	0.00%

（注）1．満期までの期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しています。

2．満期までの期間に対応する国債の利回りです。

(3) オプションの数及び加重平均行使価格

期中におけるストック・オプションに関するオプション数及び加重平均行使価格は、以下のとおりです。

クックパッド株式会社

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	2,455,500	701	2,721,500	662
期中の付与	290,000	309	310,500	347
期中の失効・買取	24,000	455	33,000	466
期中の行使	0	0	0	0
期中の満期消滅	0	0	0	0
期末未行使残高	2,721,500	662	2,999,000	631
期末行使可能残高	0	0	0	0
加重平均残存契約年数		22.78年		20.63年

25. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	10,946	8,083
合計	10,946	8,083

(2) 金融費用

金融費用の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	360	3,792
資産除去債務に係る利息費用	295	213
リース負債	7,153	4,530
為替差損	40,927	16,353
合計	48,735	24,888

26. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、「毎日の料理を楽しむにする事業」の単一セグメントであります。

国内レシピサービス会員売上の売上収益は、有料会員から得られる毎月の利用料金であり、レシピの人気順検索機能等のサービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しています。

国内レシピサービス広告売上の売上収益は、「クックパッド」に広告を掲載したメーカー等から得られる広告収入であり、掲載期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しています。

なお、取引の対価は、国内レシピサービス会員売上については売上認識時点から概ね3ヵ月以内、国内レシピサービス広告売上は掲載期間完了から概ね2ヵ月以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

売上収益はすべて顧客との契約から生じたものであり、サービスの種類別に分類した売上収益の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

サービスの種類別	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
毎日の料理を楽しむにする事業	11,753,448	11,095,929
国内レシピサービス会員売上	7,378,243	7,323,693
国内レシピサービス広告売上	3,016,313	2,818,692
その他売上	1,358,891	953,544

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権(受取手形及び売掛金)であり、残高は「注記7. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得または履行コストについて認識した資産

当社グループにおいて、契約の獲得または履行のコストから認識した資産はありません。

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
従業員給付費用及び報酬	4,789,204	4,885,015
売上手数料	987,826	1,007,576
業務委託費	963,624	1,102,240
地代家賃	33,821	32,229
システム利用料	956,788	981,801
広告宣伝費及び販売促進費	151,624	194,971
減価償却費及び償却費	602,905	540,125
その他	1,881,903	1,860,759
合計	10,367,695	10,604,716

従業員給付費用及び報酬の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
賃金及び給与	4,002,790	4,113,857
法定福利費	480,208	512,654
その他	306,206	258,504
合計	4,789,204	4,885,015

28. その他の収益及び費用

(1) その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
子会社清算益(注)	-	63,074
その他	14,855	20,836
合計	14,855	83,909

(注) 子会社のCookpad Inc. (アメリカ)を清算したことにより、当該子会社に係る為替換算調整勘定が実現したことによるものです。

(2) その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
減損損失(注)	868,013	-
固定資産除却損	7,544	4,018
その他	2,098	1,295
合計	877,654	5,313

(注) 前連結会計年度における有形固定資産の減損損失については注記「9.有形固定資産」、「18.リース取引」のれんの減損損失については注記「11.のれん」をご参照ください。

29. その他の包括利益

その他の包括利益の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	(単位：千円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて測定する金融商品の公正価値の純変動	-	-	-	-	-
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	194,264	-	194,264	-	194,264
合計	194,264	-	194,264	-	194,264
その他の包括利益合計	194,264	-	194,264	-	194,264

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	(単位：千円)				
	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて測定する金融商品の公正価値の純変動	2,947	-	2,947	-	2,947
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	374,100	63,074	311,026	-	311,026
合計	377,046	63,074	313,973	-	313,973
その他の包括利益合計	377,046	63,074	313,973	-	313,973

30. 財務活動から生じた負債の調整表

財務活動から生じた負債の調整表は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	2019年 1月1日	キャッシュ・ フロー	非資金変動		2019年 12月31日
			取得	その他	
借入金(非流動負債)	40,000	-	-	-	40,000
リース負債	1,512,235	427,246	-	21,786	1,106,775
財務活動による負債合計	1,552,235	427,246	-	21,786	1,146,775

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	2020年 1月1日	キャッシュ・ フロー	非資金変動		2020年 12月31日
			取得	その他	
借入金(非流動負債)	40,000	40,000	-	-	-
リース負債	1,106,775	388,176	66,492	131,056	654,035
財務活動による負債合計	1,146,775	428,176	66,492	131,056	654,035

31. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(は損失) (千円)	968,724	405,676
当期利益調整額(千円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に 使用する当期利益(は損失)(千円)	968,724	405,676
期中平均普通株式数(株)	107,425,439	107,425,401
普通株式増加数		
新株予約権(株)	8,627	18,935
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	107,425,439	107,444,336
基本的1株当たり当期利益(は損失)(円)	9.01	3.77
希薄化後1株当たり当期利益(は損失)(円)	9.01	3.77

32. 偶発債務

該当事項はありません。

33. 契約債務

該当事項はありません。

34. 後発事象

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案が、2021年3月23日に開催した第17回定時株主総会（以下「本総会」という。）にて承認されましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材の確保をすることを目的として、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式2,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

23,000個を上限とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の目的となる株式の時価総額及び行使価額の総額は、当該調整の前後において実質的に同一となる。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の発行決議日から起算して5年を経過した日より5年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人または法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。

本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定する。

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

35. 関連当事者との取引

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりです。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
短期報酬	181,804	236,479
株式報酬	3,178	5,165
合計	184,981	241,643

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社(クックパッド株式会社)の取締役(社外取締役を含む)および執行役に対する報酬です。

36. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2021年3月23日に取締役会によって承認されています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (千円)	2,751,967	5,401,898	8,103,261	11,095,929
税引前四半期(当期)利益 (千円)	212,989	288,095	138,225	134,938
親会社の所有者に 帰属する四半期 (当期)利益(全事業) (千円)	138,190	179,683	116,017	405,676
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)	1.28	1.67	1.07	3.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり 四半期利益又は基本的 1株当たり四半期損失 () (円)	1.28	0.38	0.59	2.69

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,943,336	16,579,955
受取手形	1,512	8,044
売掛金	1 1,709,612	1 2,027,767
商品	-	21,603
貯蔵品	11,846	2,324
前払費用	306,948	259,246
その他	1 166,354	93,056
貸倒引当金	345	498
流動資産合計	18,139,265	18,991,498
固定資産		
有形固定資産		
建物	681,903	746,224
減価償却累計額及び減損損失累計額	614,146	674,220
建物(純額)	67,756	72,004
工具、器具及び備品	166,562	165,361
減価償却累計額及び減損損失累計額	140,630	150,749
工具、器具及び備品(純額)	25,932	14,612
建設仮勘定	12,759	-
有形固定資産合計	106,449	86,617
無形固定資産		
ソフトウェア	238,571	158,403
商標権	67,846	73,958
特許権	28,376	29,068
のれん	-	75,157
その他	73	573
無形固定資産合計	334,868	337,160
投資その他の資産		
投資有価証券	15,990	15,990
関係会社株式	7,752,614	7,582,459
長期貸付金	8,587	4,771
繰延税金資産	61,402	50,604
長期前払費用	29,937	10,611
その他	236,581	234,786
投資その他の資産合計	8,105,113	7,899,224
固定資産合計	8,546,431	8,323,002
資産合計	26,685,696	27,314,500

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,754	5,645
未払費用	86,941	43,458
未払金	1 793,900	1 982,979
前受金	14,145	16,855
預り金	33,703	29,249
その他	119,478	130,184
流動負債合計	1,060,924	1,208,373
固定負債		
資産除去債務	150,590	204,404
固定負債合計	150,590	204,404
負債合計	1,211,515	1,412,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,286,015	5,286,015
資本剰余金		
資本準備金	5,285,440	5,285,440
資本剰余金合計	5,285,440	5,285,440
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,886,115	15,293,065
利益剰余金合計	14,886,115	15,293,065
自己株式	2,008	2,022
株主資本合計	25,455,561	25,862,498
新株予約権	18,619	39,223
純資産合計	25,474,181	25,901,722
負債純資産合計	26,685,696	27,314,500

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	11,363,337	10,649,715
売上原価	1 119,151	1 86,842
売上総利益	11,244,185	10,562,873
販売費及び一般管理費	1, 2 9,481,715	1, 2 9,829,214
営業利益	1,762,470	733,658
営業外収益		
受取利息	5,648	4,238
為替差益	42,072	-
その他	12,494	1 8,842
営業外収益合計	60,215	13,080
営業外費用		
支払利息	-	277
為替差損	-	138,566
雑損失	323	453
その他	-	1 2,323
営業外費用合計	323	141,621
経常利益	1,822,362	605,118
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	10,543
特別利益合計	-	10,543
特別損失		
減損損失	274,977	24,200
固定資産除売却損	3 1,224	3 3,241
特別損失合計	276,202	27,442
税引前当期純利益	1,546,159	588,219
法人税、住民税及び事業税	703,313	170,471
法人税等調整額	900,233	10,797
法人税等合計	1,603,546	181,268
当期純利益又は当期純損失()	57,386	406,950

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	14,943,502	14,943,502
当期変動額					
当期純損失()	-	-	-	57,386	57,386
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	57,386	57,386
当期末残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	14,886,115	14,886,115

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,008	25,512,948	5,769	25,518,718
当期変動額				
当期純損失()	-	57,386	-	57,386
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	12,850	12,850
当期変動額合計	-	57,386	12,850	44,536
当期末残高	2,008	25,455,561	18,619	25,474,181

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	14,886,115	14,886,115
当期変動額					
当期純利益	-	-	-	406,950	406,950
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	406,950	406,950
当期末残高	5,286,015	5,285,440	5,285,440	15,293,065	15,293,065

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,008	25,455,561	18,619	25,474,181
当期変動額				
当期純利益	-	406,950	-	406,950
自己株式の取得	13	13	-	13
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	-	-	20,604	20,604
当期変動額合計	13	406,937	20,604	427,541
当期末残高	2,022	25,862,498	39,223	25,901,722

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しています。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

(2) 貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、一部の建物については定額法)を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～10年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	47,507千円	11,179千円
短期金銭債務	223,923	291,286

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高(支出)	659,820千円	752,252千円
営業取引以外による取引高(収入)	-	1,800
営業取引以外による取引高(支出)	-	2,323

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.5%、当事業年度11.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.5%、当事業年度88.2%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給料手当	3,043,208千円	3,218,331千円
売上手数料	972,010	983,843
減価償却費	203,490	175,397
業務委託費	1,406,040	1,578,542
貸倒引当金繰入額	267	153

- 3 固定資産除売却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
工具、器具及び備品	1,224千円	520千円
ソフトウェア	-	2,721
計	1,224	3,241

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握する事が極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	7,752,614千円	7,582,459千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	7,391千円
未払事業税	41,665	39,568
売上手数料見積計上否認	28,061	28,498
未払賞与	18,509	19,801
固定資産	986,658	899,156
関係会社株式	2,024,081	2,024,081
資産除去債務	46,110	62,588
その他	12,462	10,121
繰延税金資産小計	3,157,549	3,091,207
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	7,391
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,089,647	3,016,541
評価性引当額小計	3,089,647	3,023,932
繰延税金資産合計	67,902	67,274
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	6,499	16,670
繰延税金負債合計	6,499	16,670
繰延税金資産純額	61,402	50,604

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	5.3%
合併による影響額	- %	8.0%
評価性引当額の増減	68.9%	11.2%
住民税均等割等	0.3%	0.6%
税額控除	2.8%	1.7%
国外所得に対する事業税相当額	5.2%	15.7%
その他	1.0%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	103.7%	30.8%

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 ウミーベ株式会社

事業の内容 釣りコミュニティサービス「ツリバカメラ」の開発運営

企業結合日

2020年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

取引の目的を含む取引の概要

当社グループ経営の一層の効率化を図るため

結合後企業の名称

クックパッド株式会社

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

なお、当該取引により抱合せ株式消滅差益10,543千円を特別利益に計上しています。

(重要な後発事象)

「1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 34. 後発事象」における記載内容と同一であるため、記載していません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額及び 減損損失 累計額
有形固 定資産	建物	681,903	64,321	-	60,073 (4,451)	746,224	674,220
	工具、器具及び備品	166,562	62,887	64,088	37,204 (19,749)	165,361	150,749
	建設仮勘定	12,759	-	12,759	-	-	-
	計	861,226	127,208	76,848	97,278 (24,200)	911,586	824,969
無形固 定資産	のれん	928,854	82,203	-	7,046	1,011,057	935,900
	ソフトウェア	492,783	607	16,980	78,053	476,410	318,007
	商標権	109,065	20,927	-	14,816	129,992	56,034
	特許権	43,483	10,142	-	9,450	53,625	24,556
	その他	73	500	-	-	573	-
	計	1,574,259	114,380	16,980	109,366	1,671,659	1,334,498

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しています。

2. 当期償却額のうち()内は内書きで減損損失計上額です。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	345	498	345	498

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日(中間配当) 12月31日(期末配当) その他、取締役会で決定
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行
取次所	
手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としています。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL http://info.cookpad.com
株主に対する特典	<p>株主優待</p> <p>(1) 対象となる株主 2020年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上の当社株式を保有する株主</p> <p>(2) 株主優待の内容</p> <p>保有期間が1年未満の場合 「クックパッド」 1 プレミアムサービス利用 6ヵ月無料クーポン 1枚 「株主様専用ご紹介クーポン」 2 プレミアムサービス利用 6ヵ月無料クーポン 3枚</p> <p>保有期間が1年以上の場合 3 「クックパッド」 1 プレミアムサービス利用 1年間無料クーポン 1枚 「株主様専用ご紹介クーポン」 2 プレミアムサービス利用 6ヵ月無料クーポン 3枚</p> <p>1 料理レシピの投稿・検索サービスを中心に、献立や料理動画といった毎日の料理が楽しくなるサービスをインターネット上で運営しています。プレミアムサービスは、人気レシピがわかる人気順検索、毎日の献立や専門家が厳選するテーマ別のレシピの提案等、クックパッドで料理がますます楽しくなる機能の提供をしています。</p> <p>2 株主様のご家族やご友人等に利用いただけるクーポンです。なお当クーポンはご利用時にクレジットカードの登録が必要となります。</p> <p>3 「保有期間が1年以上」とは、2020年12月末日を基準日として、翌年の6月末日及び12月末日時点の株主名簿に、同一番号にて、3回連続で当社株式を100株以上保有されている株主様を指します。</p>

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券届出書及びその添付書類
ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 2020年3月26日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
訂正届出書(上記(1)有価証券届出書の訂正届出書) 2020年5月8日関東財務局長に提出
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第23期)(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)2020年3月25日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書の確認書
事業年度(第23期)(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)2020年3月25日関東財務局長に提出
- (5) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年3月25日関東財務局長に提出
- (6) 四半期報告書及び確認書
(第24期第1四半期)(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)2020年5月11日関東財務局長に提出
(第24期第2四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月11日関東財務局長に提出
(第24期第3四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月9日関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書
2020年3月25日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月23日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能周 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北尾 俊樹 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、クックパッド株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、クックパッド株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月23日

クックパッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能周 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北尾 俊樹 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。